

被害を受けている事業者の方も含めて事実関係を
確認しているところでございます。

その上で、関係国、参加国を通じて、請負事業
者などが下請事業者との協議をするように促した
り、こうした取組を進めているところでございま
すので、引き続きそうした事実関係の確認を進め
てまいりたいというふうに存じます。

○大石委員 そういう、引き続きいつて、今や
れていないからこういう質疑をしているんです
よ。だから、引き続きその態度でやられたら困る
んです。被害者の声は聞いてください。もう急ぎ
なので、だから絶対に聞いていただきたいんです
す。

時間がないので、これはちゃんと言っておかな
ければいけません。問い七、聞きますけれども。
アンゴラ館工事において、建設業法での安全書
類、グリーンファイルは元請業者が管理しなけれ
ばなりません、管理されているかどうか確認し
ていますか。

○国定大臣政務官 お答え申し上げます。

建設業法におきましては、建設工事の適正な施
工を確保するため、特定建設業の許可を有する元
請業者は、発注者から直接請け負った建設工事
につきまして、その下請金額の総額が一定額以上
となる下請契約を結ぶ場合には、施工体制台帳等
を作成することが義務づけられているところでござ
いまして、今委員御指摘のとおりであります。

この施工体制台帳等につきまして、作成を怠る
などをしたことが確認された場合には、業法上、
元請業者の許可行政庁による監督処分の対象とな
るところでございます。

そこで、委員御指摘のこの工事に関する具体的
な事実関係におきましては、現在、業法上の元請
業者の許可行政庁であります大阪府の方におきま
して調査を進めているものというふうに承知をし
ているところでございます。

○大石委員 大阪府の知事は万博協会の副会長だ
し、経済産業大臣が責任者だし、さっさとやつて
ください。被害者の声を聞くべきであるし、これ

だけ倒産を前にして、万博協会なり行政が立替え
払いしてやらなきゃいけないですよ。元請が立替
え払いするという制度があるのに、元請が分から
ぬからそれが進まないんですから、まず、国が立
替え払いして、早く、トンズラした会社、一六八
建設とか、あと元請というところをしつかり指導
して金を回収するという形で倒産しないようにし
なきゃ、この日本において建設業が物すごく減っ
ているじゃないですか。

この被害に遭った業者さんというのは、能登の
災害復旧にも入られているんですよ、電気設備
で。携帯電話の基地局の、ライフライン復旧とい
う形で入られたような業者さんで、こういう形で
全国から協会が呼び寄せる形で、電気工事が足ら
ぬからやつてくれと業種まで指定してやらせて、
それで未払いで倒産というのはあり得ないでしょ
う。これは国民の損失ですからね。

このような形で、物すごく大事な建設業の中小
零細企業を潰すというのは、国策でやって未払い
で潰すということは絶対あつてはなりませんの
で、すぐに動いてください。

時間がなくなりましたので、今日はこれで終わ
りますが、引き続き扱います。

○宮崎委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎です。

今日は、イスラエルがガザに対して行っている
ジェノサイドについて、そして、日本とイスラエ
ルとの経済協力、イスラエル製の武器の購入の是
非について聞きたいと思います。

ガザでの死者は五万四千人を超え、そのうち子
供は一万五千人を超えたとされています。国連安
理ではパレスチナの国連大使が、今年三月の停
戦合意の崩壊以降だけでガザ地区で千三百人以上
の子供が殺されたと訴えました。民間人や、病
院、学校など民間施設を攻撃の対象にしてはなら
ない、意図的に飢餓に陥れてはならない、戦争に
おいても守らなければならない国際人道法を次々
じゅうりんしているのがイスラエルです。
今、極めて深刻な事態となっているのが食料供

給の問題であります。

イスラエルは、十一週間にわたって支援物資の
封鎖を行いました。ガザで四百か所に設けられて
いた国連の食料配給拠点、これは封鎖されて、ア
メリカとイスラエルが支援をして、GHF、ガザ
人道財団といえますけれども、ここが設けた配給
所はたった四か所、そのうちの三か所は南部に
あります。動いているのは二か所だとされており
ます。イスラエル軍は、ガザ住民を南部に移動さ
せてハマス戦闘員を掃討する作戦を展開する方
針だともされており、国連を含む団体が、支
援を武器化しているとして、この団体、財団に協
力を拒否をしております。

WFP、世界食糧計画は、七万人以上のガザの
子供たちが深刻な栄養失調に直面していると発表
をいたしました。

その配給所をイスラエルはこの度攻撃をし、少
なくとも三十一人が死亡し、二百人以上が負傷し
たと報道されており、UNRWAのラザ
リー二事務局長は、死のわなと化している、ガザ
は国際人道法の墓場となっていると訴えました。
まさに、ガザは今、地獄と化しています。

五月十九日、英仏独のガザへの人道支援に関す
る共同声明、ここに日本も署名をいたしました。
外務省に確認します。

今イスラエルがパレスチナ・ガザでやっている
ことは、国際法、国際人道法など一切守られてい
ない行為ではありませんか。

○今西政府参考人 お答えいたします。

ガザ情勢に関しまして、今般の軍事作戦の拡大
により民間人を含む多くの死傷者が発生している
ことにつきましては、私どもとして甚だ遺憾に
思っているところでございます。

ガザの再占領、それから軍事作戦の拡大によつ
て既に深刻なガザの人道状況を一層悪化させるこ
とや、それから二国家解決の実現に逆行する動き
には私どもとして反対でございます。イスラエル
はこれらの問題について適切に行動することを、
これまでも強く求めてきたところでです。

具体的には、五月十三日、イスラエルとの外相
会談において岩屋外務大臣からサル外務大臣に
対して、また、二十二日に船越外務次官がコーヘ
ン駐日大使を召致した際にも、こうした日本の立
場を強く直接申し入れております。とりわけ、民
間人保護と人道支援の確保といった、国際人道法
を含む国際法の遵守を強く働きかけてきておりま
す。

御指摘のあつた五月二十日、我が国を含む二十
七か国・機関の外相共同声明におきましては、イ
スラエルに対して、ガザへの人道支援の全面的な
再開を直ちに許可すること、そして、国連及び人
道支援機関が独立して中立的に活動できるように
することを強く求めてきているところでです。

その上で、御質問でございますけれども、イス
ラエルによる今般の軍事作戦の拡大に関して、ガ
ザにおける深刻な人道状況にもかかわらず更なる
軍事行動が正当化されるという点につきましては
、必要性それから均衡性を満たさなければなら
ないわけでございますけれども、国際法の観点か
ら、イスラエル政府により説得的な説明がなされ
ているとは言えないと考えております。

我が国としても、今後とも、関係国、機関と緊
密に連携しつつ、イスラエルに対して国際法を遵
守するよう一層強く求めてまいります。

○辰巳委員 今あつたように、必要性、均衡性、
これは事実上満たされていない。国際法の遵守を
求める、これは国際法が遵守されていないとい
うことです、本当に重大な事態、だと言わなけれ
ばなりません。

イギリスは、昨年九月に、イスラエルへの武器
の輸出を停止いたしました。重大な国際法違反に
使われるかもしれない明らかなリスクがあるため
だとしています。イスラエル寄りと言われている
ドイツのメルツ首相も、なぜこのようなやり方で
民間人を傷つけるのか分からない、ハマスのテロ
に対する戦いとして、もはや正当化できないと発
言をしています。

今、ヨーロッパでは、余りにも残虐で非道なイ

スラエルの蛮行に対し、声を上げ始めているようにも見えます。余りにも遅いけれども、当然の流れだと思えます。今、日本政府としても、言葉だけではなくて態度で示していかなければならないと私は考えます。

国連総会は、去年の九月に、イスラエルによる長年のパレスチナ占領政策を国際法違反だと断じた国際司法裁判所、ＩＣＪの勧告的意見を受け、イスラエルに占領政策の一年以内の終結を求め、加盟国には、イスラエルへの武器輸出、違法入植地からの輸入の禁止など、非軍事的措置、制裁の実施、これ呼びかける決議を採択をいたしました。日本もこの決議に賛成をしたということでしょうですね。

○今西政府参考人 お答えいたします。

昨年九月十八日、国連総会は、国際司法裁判所、ＩＣＪが七月に発出したパレスチナ占領地に関する勧告的意見に関する決議を賛成多数で採択いたしました。

我が国としては、委員御指摘のとおり、この決議に関して賛成票を投じております。国際社会における法の支配に向けたＩＣＪの役割を支持する、こうした点も含めました総合的な判断として賛成票を投じました。

○辰巳委員 私は、中でも注目したいのは、イスラエルへの武器輸出、違法入植地からの輸入の禁止などの制裁の実施が呼びかけられたということなんです。これは、イスラエルの不法なブレイゼンスの維持に關与する経済貿易取引を差し控えることを求めたものであります。

イギリスは、この間、この事態を受けて、二十日に、イスラエルとの自由貿易協定、ＦＴＡの交渉を中断すると明らかにいたしました。パレスチナ自治区ガザへの攻撃をやめず、十分な支援助物資の搬入を拒んでいるためとされております。ＥＵも、イスラエルとの貿易協定の見直しを検討するというところで合意されたと報道もされております。

武藤経産大臣に確認をしたいと思います。

今、日本とイスラエルの経済連携協定締結に向

けた話合いは、二〇二〇年から始まりましたが、二〇二三年、イスラエルがガザに侵攻するまでに三回の協議、共同研究と言っていますけれども、これを行った後は開かれていないと聞いております。私は、今のような情勢の下で、イスラエルとの経済連携協定、これは結ぶべきではない、この協議もするべきではない、こう思いますけれども、いかがですか。

○武藤国務大臣 イスラエルとのＥＰＡの関係でありますけれども、今議員おっしゃられたように、二〇二三年の九月の三回をもって最後として、それ以降は開催しておりません。

○辰巳委員 大臣、今のような状況で、四回目はないということをはっきり言っていたきたい。

○武藤国務大臣 これは、今、イスラエルの問題、今のガザの問題について、大変私自身も遺憾だと思っております。

この件につきましては、日・イスラエル二国間関係で総合的に勘案をしなきゃいけないところもあります。適切に対応していきたいと思っております。

○辰巳委員 今、大臣から、今のイスラエルの状況を鑑みれば四回目はないという趣旨の答弁があったと思います。

私は、更に問われるのは防衛省だと思っているんです。防衛省は、今年度の当初予算において、小型攻撃用ドローン三百十式の取得経費として三十二億円を計上しております。既に実証試験が行われ、その中には、イスラエル製のスカイストライカーなど、イスラエル製の四機のほか、オーストラリア製二機、スペイン製一機の計七機種が実証試験として契約がされております。今後、一般競争入札を経て選定をする方針とされております。

ガザの人たちを殺りくしている兵器を購入することは、私は、そういう会社の武器の再生産を底支えるものであり、当然その是非が問われてくるというふうに思います。

防衛省に確認します。

イスラエルの軍事会社エルビット・システムズ

が開発したこの小型ドローン、スカイストライカーは、今年の四月にガザの避難民テントへの爆撃に使われたものではないでしょうか。

○本田副大臣 お答えいたします。

御指摘の報道につきましては承知をしているところでありますが、お尋ねの件につきましては、防衛省として確定的なお答えをすることが困難であるということを御理解いただきたいと思います。

○辰巳委員 日本政府として、そこまで言って、確定的に判断することは困難けれども、報道されていることは知っている、こういうお話だったと思うんですね。

私は、このエルビット社のホームページの冒頭に出てくるスカイストライカーという攻撃型小型ドローンがいくかに優れているかというホームページのＰＲビデオを確認しました。

まず最初に出てくるのが、バトル・ブルー・プレシジョン・ストライク・ケーパビリティ、戦闘で実証された精緻な攻撃能力というアピールなんです。まさにガザで子供たちが苦しみ、焼き殺されていることが実証されたものであるということであり、それを売り文句にしていると言わなければならない。こんな残酷なことは私はないと思います。

また、イスラエル国営のイスラエル・エアロスペース・インダストリーズも実証試験の対象となっております。イスラエル国営企業の兵器を購入して当該製造企業を支援すること自体が、イスラエルを直接支援すること、ひいてはガザで行われている国際法違反のジェノサイドに日本が加担をすることになる、国民の血税で購入する以上、国民にもその片棒を担がせることになると言わなければならないと思います。

防衛副大臣、このようなイスラエル製の武器の購入は私はするべきではないと思いますが、いかがですか。

○本田副大臣 お答えいたします。

防衛力整備計画におきましては、我が国への侵攻を阻止、排除するために、各種機能を効果的に

保持したＵＡＶを整備することとしております。一般的に、防衛装備品の取得に当たっては、我が国の安全保障環境を踏まえつつ、性能、経費、維持整備などの様々な要素を勘案した上で、今後の我が国の防衛に必要な装備品を総合的に検討することとなります。

御指摘のＵＡＶにつきましても、特定の国の装備品の取得を予断することはなく、総合的に検討を行った上で、我が国の防衛に必要な装備品を適正に取得できるよう努めていく、このような考えでございます。

○辰巳委員 いや、ひどい答弁だと思えます。ひどい答弁だと思えます。今イスラエルが犯していること、冒頭外務省からあったように、これは正当化できない行為をイスラエルはやっているわけなんです。それは性能を見て選びます、総合的に選びます、こんなことで本当にいいんでしょうか。

ガザで子供たちが殺されている兵器を日本が性能がいいといつて購入すること、私はこれは本当に許されるのかというふうに思います。今の答弁は誤ったメッセージを私は世界に発信することになると思います。副大臣、本当にいいんですか。少なくとも、イスラエルの、ガザで使われているこういう兵器を製造している会社は、日本の防衛省は購入しない、様々な方策で入札から排除する、私はそういうことも検討していただきたいと思いますが、いかがですか、もう一度。

○本田副大臣 お答えいたします。

実証実験につきましては、これによって具体的な機種を選定するといった種類のものではありませんで、今後導入する機種に求める具体的な要求性能の検討等を行うために実施するものであり、実証実験で使用した機種が必ずしも取得する機種となるわけではございません。

引き続き、特定の国の装備品の取得を予断をすることなく、実証実験の結果も踏まえ、様々な要素を勘案して総合的に検討を行った上で、我が国の防衛に必要な装備品を適正に取得できるよう努めていく考えてございます。

○辰巳委員 絶対こういう国の企業の、ガザの子供たちを殺りくしているような、そういう企業の兵器は日本は購入するべきではないということも言っておきたいと思います。

私は、加担している日本企業の存在、これも問題だと思っています。

昨年二月に伊藤忠商事は、子会社を通じてエルビット・システムズと結んでいた協力関係の覚書を終了いたしました。国際司法裁判所、ＩＣＪがイスラエルに対し、ジェノサイド行為を防ぐ全ての手段を講じるよう命じたことなどを踏まえて決めたとしております。当然の措置だと思えます。しかし、この度の実証試験においては、イスラエルの軍需企業と契約を結んでいる日本の企業はほかにもあると聞いております。防衛省は把握しておられますでしょうか。

○本田副大臣 お答えいたします。

ＵＡＶの実証実験につきましては、多用途ＵＡＶにつきまして一機種、小型攻撃用ＵＡＶにつきまして四機種、攻撃用ＵＡＶにつきまして一機種、イスラエル製の機体の試験を行っております。

これらの契約相手方につきましては、多用途ＵＡＶが川崎重工工業、小型攻撃用ＵＡＶが三社、ございまして、海外物産、日本エアークラフトサプライ及び住商エアロシステム、攻撃用ＵＡＶが日本エアークラフトサプライとなっております。

○辰巳委員 私は、プライム市場に上場するような大手商社の子会社も含まれている、本当にゆゆしき問題だと思っんですね。

日本国憲法前文にある、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」としていたはずが、恐怖と欠乏を広げることに加担しているはずはないということも申し上げておきたいというふうに思います。

続いて、武器見本市についてお聞きをいたします。

五月二十一日から二十三日にかけて千葉の幕張メッセで開催をされました武器見本市から日本共

産党だけを排除するということが起こりました。出展企業は三十か国以上から四百七十社、うちイスラエルからは約二十社参加をしているというふうに聞いております。

私は、ここに行きたいと思ひまして、この運営会社に対してメールで、承認してくださいということで、様々な私のプロフィールを含めた資料とこののを提出したんですね。五月の十九日に、この武器見本市、ＤＳＥＩ、運営会社ですけれども、ここから参加承認のメールが私に届いたんです。ところが、二日後の二十一日には不承認のメールが届いたんです。これは私だけではないんですね。地元の日本共産党の千葉県議や千葉市議も、あるいは私のスタッフも認められませんでした。ちなみに、他党、自民党さんは認められているんです。この経産委員会の中にも認められて行った人がおられると思うんですけども。

経産大臣、経済産業省はこの武器見本市を後援していますから、こういう運営の在り方は問題ではありませんか。

○武藤国務大臣 ＤＳＥＩジャパンの件でお問い合わせをいただきました。

経済産業省は、規程に基づき、当該イベントについて後援名義の使用を承認しているところですが、民間イベントにおける入場登録などの個別の運営ですが、ここはイベントの主催者の責任で行われているものと承知をしているところであります。そのため、個々の運営に経済産業省が関与する立場にはありませんので、個別の事案については承知をしていないところでです。

一般論において申し上げますと、後援名義を使用するイベントには一定の公益性が求められていることから、例えば特定のグループのみの参加を認めることや排除するといったことが仮にあれば、公益性の観点からはそぐわないと考えているところでです。

○辰巳委員 まあ、この見本市はもう終わってしまいましたので、これは経産大臣、引き続き聞いていただきたいと思うんですけども、この間、万博から我が党の機関紙の赤旗が排除された問題

というのがあったじゃないですか。大体、問題があるところで日本共産党は排除されるんですよ。そういう問題を指摘をしていくからなんですよね。首相や防衛大臣がそろって参加をして日本を死の商人国家にしようとしている、だから、それを批判する共産党を排除する。

国際法をじゅうりんするイスラエルを支える、そういう武器の購入もやめるべきだということを申し上げて、私の質問いたします。

以上です。

○宮崎委員長 次に、内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。武藤経済産業大臣。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

〔本号末尾に掲載〕

○武藤国務大臣 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件の提案理由及び要旨につきまして御説明申し上げます。

日本は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする日本を取り巻く国際情勢に鑑み、同年十月十四日以降、北朝鮮からの輸入の禁止などの措置を厳格に実施してきました。また、平成二十一年五月二十五日の北朝鮮による二度目の核実験を実施した旨の発表を

受け、同年六月十八日以降、北朝鮮への輸出の禁止などの措置を厳格に実施してきました。

関連する国際連合安全保障理事会決議は、北朝鮮の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの廃棄を求めています。また、拉致問題については、現時点においても、解決に至っておりません。

政府においては、こうした北朝鮮をめぐる諸般の事情を総合的に勘案し、令和七年四月八日の閣議において、引き続き令和九年四月十三日までの間、外国為替及び外国貿易法に基づき、北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止などの措置を実施することを決定いたしました。

これを踏まえ、同法に基づき国会の承認が必要な措置について、承認を求めるべく、本件を提出した次第です。

次に、本件の要旨を御説明申し上げます。本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定による令和七年四月八日の閣議決定に基づき、同年四月十四日から令和九年四月十三日までの間、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮からの全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置を講じたこと、並びに北朝鮮と第三国との間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する仲介貿易取引について経済産業大臣の許可を受ける義務を課す措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づき国会の承認を求めるものであります。

以上が、本件の提案理由及び要旨であります。本件につき、御審議の上、速やかに御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○宮崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回、来る六日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十四分散会